

宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表（令和7年10月）

（下線の部分は改定部分）

< 改定後（令和7年10月） >	< 現 行（令和6年10月） >	< 改定理由 >
条文 第1章 総則 第1節 総則 第1－1条～第1－9条 【略】 第1－10条 打合せ等 1～3 【略】 <u>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u> 第1－11条～第1－36条 【略】 第1－37条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 【略】 第1－37条～第1－41条 【略】 第2章 ～ 第11章 【略】 第12章 解析等業務 第12－1条 【略】 第12－2条 業務内容 解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。	条文 第1章 総則 第1節 総則 第1－1条～第1－9条 【略】 第1－10条 打合せ等 1～3 【略】 【新設】 第1－11条～第1－36条 【略】 第1－37条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 【略】 第1－37条～第1－41条 【略】 第2章 ～ 第11章 【略】 第12章 解析等業務 第12－1条 【略】 第12－2条 業務内容 解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。	【国】 ・農水省の共通仕様書の改定に伴う変更 【国】 ・農水省の共通仕様書の改定に伴う変更

宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表（令和 7 年 1 0 月）

（下線の部分は改定部分）

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	< 改定理由 >
<u>1 計画準備</u> <u>（1）調査計画の立案及び業務計画書の作成</u> <u>2～5</u> [略] 第 1 2－3 条 [略]	[新設] <u>1～4</u> [略] 第 1 2－3 条 [略]	【国】 ・農水省の共通仕様書の 改定に伴う変更